

目 次

国民年金事務の手引き

～市区町村が行う事務内容編～

国民年金部 年金給付部 事業推進統括部
令和2年6月

目次

市区町村が取り扱う事務について		
1	市区町村との協力・連携	3
2	市区町村への「被保険者情報」の提供	7
3	市区町村への「所得情報（税情報）」の提供依頼	8

市区町村における備付帳簿		
1	受付処理簿	9
2	受付処理簿の様式	9
3	受付処理簿の記入事項	10
4	受付処理簿の作成区分	10
5	受付処理簿の整理・保存期間	10
6	届出窓口の一元化	10

届書・報告		
1	個人番号による届出の開始	11
2	届書様式の一元化	11
3	報告	12
4	届書の電子媒体申請	12
5	届書報告書の電子媒体化・様式統一化	13

日本年金機構の位置づけ		
		14

(別添1) 国民年金市町村事務処理基準
(別添2) 年金生活者支援給付金市町村事務処理基準

市区町村が取り扱う事務について

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度です。（国民年金法第1条）

国民年金事業の運営については、政府が管掌することになりますが（同法第3条第1項）、政府が管掌する国民年金事業に関しては、国民年金法の規定に基づく業務等を日本年金機構が行うことにより、国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与する（日本年金機構法第1条）とされています。

なお、国民年金事業の一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができることになっています。（国民年金法第3条第3項）

国民年金被保険者については、属性に応じて第1号被保険者から第3号被保険者に分類されることになり、その中で、第1号被保険者は自営業者、無職及び学生等が対象となり、その適用、保険料徴収及び年金給付を行うにあたり市町村が保有する住民基本台帳等の情報が不可欠になります。

なお、地方分権一括法に基づき、市町村が処理することとなる事務は機関委任事務から地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務となり、より一層市町村との関係を密接にする必要があります。（国民年金法第6条）

また、市町村が処理する具体的な事務については、国民年金法施行令第1条の2に規定され、具体的な取扱いについては、「国民年金市町村事務処理基準」に示されています。

1 市町村との協力・連携

国民年金制度の事業運営にとって、市町村が保有する情報は、欠かすことのできないものであり、日本年金機構においても市町村と協力・連携を図り、効率的で効果的な事務処理を進めていく必要があります。具体的には、住民の年金権の確保および福祉の観点から、市町村との協力・連携のもとに事業の推進を図ることになっています。

（具体的な例）

- （1）資格取得時等における納付案内、口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進
- （2）国民健康保険等他の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の勧奨及び促進
- （3）保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載
- （4）市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談
- （5）日本年金機構との合意により行われる各種情報提供

なお、市町村が効率的に法定受託事務を行えるよう、年金相談用可搬型窓口装置またはねんきんネット可搬型窓口装置の貸与による「被保険者情報」、「ねんきん加入者ダイヤル（市区町村用）」による国民年金及び厚生年金保険の適用業務等に係る電話照会対応を、日本年金機構本部から提供しております。

また、国民年金事業を円滑かつ効率的に実施するためには、年金事務所と市町村との連携が重要であることから、年金事務所において、市町村からの電話照会に対応するため、市町村専用の電話番号を設けております。

国民年金における主な法定受託事務は、次のとおりです。

(1)	<p>被保険者（第3号被保険者を除く）からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書（機構からの勸奨状等を含む）を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する日本年金機構の事務センター又は日本年金機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）に報告すること。</p> <p>なお、平成30年3月5日以降の住民票の異動に係る被保険者からの氏名・住所の変更に関する届出、死亡届については、届出省略を開始するため、個人番号が指定されない者を除き、原則として当該届出に係る事務センター及び年金事務所等への報告は不要となります。</p>
(2)	<p>被保険者からの任意加入（任意加入の特例を含む）および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。</p>
(3)	<p>被保険者（第1号被保険者、任意加入被保険者（高齢任意加入を含む）のみ）からの年金手帳の再交付申請を受理し、これを年金事務所等に報告すること。</p>
(4)	<p>被保険者から保険料全額免除、半額免除、4分の3免除、4分の1免除、学生納付特例、納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。</p>
(5)	<p>付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを年金事務所等に報告すること。</p>

目 次

国民年金事務の手引き

国民年金のあらまし
～適用・保険料編～

国民年金部 年金給付部 事業推進統括部

令和2年6月



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

第1章 国民年金制度の概要	
第1節 制度の主な沿革	3
第2節 目的	7
第3節 給付	7
第4節 制度の基本構成	8
第2章 保険者	
	13
第3章 被保険者	
第1節 強制加入の被保険者	17
第2節 任意加入の被保険者	20
第3節 被保険者資格の取得時期・喪失時期	22
第4節 被保険者の届出（適用関係）	29
第5節 被保険者の管理	33
第4章 国民年金の財政のしくみ	
第1節 財政方式	36
第2節 財源方式	37
第5章 基礎年金の財源	
第1節 保険料	40
第2節 基礎年金拠出金	48
第3節 国庫負担	49
第6章 保険料の免除制度	
第1節 免除制度の役割	52
第2節 産前産後保険料免除制度	52
第3節 法定免除制度	53
第4節 申請免除制度	54
第5節 学生納付特例制度	62
第6節 納付猶予制度	63
第7節 申請免除等の承認期間	65
第8節 追納	65

第1章 国民年金制度の概要

国民年金制度は、すべての国民を対象に老齢、障害または死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的する公的年金制度です。(法1)

第1節 制度の主な沿革

昭和34年1月、法制定についての社会保障制度審議会の答申を得て、同年2月に衆議院（第31国会）に「国民年金法案」が提出され、同年3月24日に衆議院で可決され、参議院において同年4月9日可決成立し「国民年金法」（昭和34年4月16日法律第141号）が制定されました。

国民年金制度は、この国民年金法に基づき運営されている制度です。

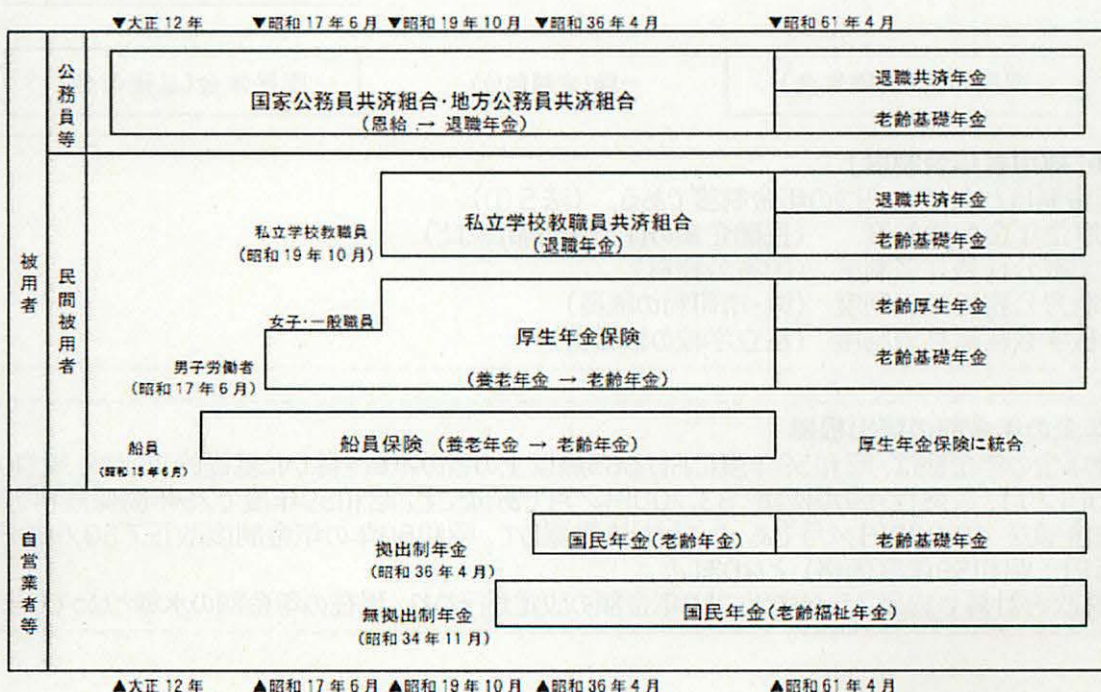
(1) 国民年金（拠出制）制度・通算年金制度の創設（昭和36年施行）

国民皆年金の確立

最初は、自営業者や農林水産業従事者など（以下「自営業者等」という）といった厚生年金保険などの被用者年金制度に加入していない者を対象とした公的年金制度として発足しました。

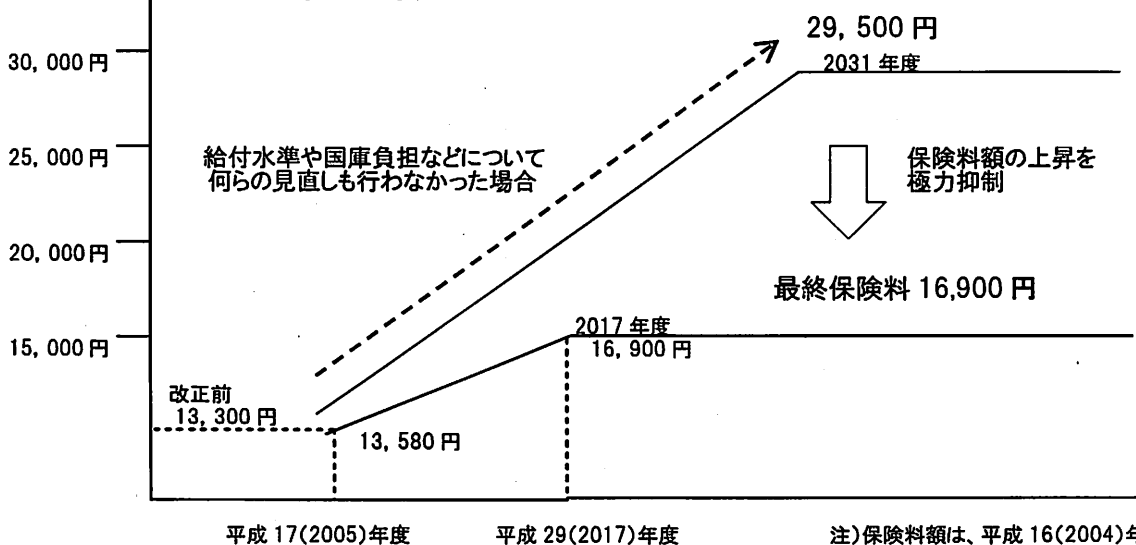
その適用事務は昭和35年10月1日から、保険料の徴収は昭和36年4月1日から開始され、その後制定された「**通算年金通則法**」（昭和36年11月1日法律第181号（同年4月1日から遡及適用））とともに、「**国民皆年金**」の基盤となりました。また、昭和34年11月1日時点において70歳を超えている者などを対象に無拠出制（全額税負担）の「**福祉年金**」を支給する制度が設けられました。

公的年金制度の沿革（老齢・退職年金）



- (平成17年度以降の保険料改定率は、「1」とする (法87④))
- (平成18年度以降の保険料改定率は政令により定められる (法87⑥))
- (平成18～19年度の4年前の年度の実質賃金変動率は、「1」として計算する (16改正法附則18))
- (平成18年度の保険料改定率は、「1」とする (平成18年政令第141号第10条))
- (平成19年度の保険料改定率は、「0.997」とする (平成19年政令第100号第7条))
- (平成20年度の保険料改定率は、「0.999」とする (平成20年政令第118号第6条))
- (平成21年度の保険料改定率は、「0.997」とする (平成21年政令第93号第9条))
- (平成22年度の保険料改定率は、「1.008」とする (平成22年政令第108号第11条))
- (平成23年度の保険料改定率は、「0.984」とする (平成23年政令第81号第11条))
- (平成24年度の保険料改定率は、「0.964」とする (平成24年政令第61号第9条))
- (平成25年度の保険料改定率は、「0.951」とする (平成25年政令第79号第5条))
- (平成26年度の保険料改定率は、「0.947」とする (平成26年政令第112号第9条))
- (平成27年度の保険料改定率は、「0.952」とする (平成26年政令第112号第9条))
- (平成28年度の保険料改定率は、「0.976」とする (平成27年政令第86号第9条))
- (平成29年度の保険料改定率は、「0.976」とする (平成28年政令第128号第7条))
- (平成30年度の保険料改定率は、「0.967」とする (平成29年政令第100号第9条))
- (平成31年度の保険料改定率は、「0.965」とする (平成30年政令第115号第7条))
- (令和2年度の保険料改定率は、「0.973」とする (平成31年政令第120号第9条))
- (令和3年度の保険料改定率は、「0.977」とする (令和2年政令第101号第9条))

国民年金保険料の上昇 (見込み)



「平成16年度価格」とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したもので、実際の平成29(2017)年度までの各年度の保険料額は、各年度の水準(平成16年度価格)に賃金・物価の変動により定められた保険料改定率を乗じて定められることとなります。

平成28年度保険料改定率

$$\underline{[0.976]} = [0.952] \times [1.027] \times [0.998]$$

平成27年度の保険料改定率 平成26年の物価変動 実質賃金変動率

平成29年度保険料改定率

$$\underline{[0.976]} = [0.976] \times [1.008] \times [0.992]$$

平成28年度の保険料改定率 平成27年の物価変動 実質賃金変動率

平成30年度保険料改定率

$$\underline{[0.967]} = [0.976] \times [0.999] \times [0.992]$$

平成29年度の保険料改定率 平成28年の物価変動 実質賃金変動率

平成31年度保険料改定率

$$\underline{[0.965]} = [0.967] \times [1.005] \times [0.993]$$

平成30年度の保険料改定率 平成29年の物価変動 実質賃金変動率

令和2年度保険料改定率

$$\underline{[0.973]} = [0.965] \times [1.010] \times [0.998]$$

平成31年度の保険料改定率 平成30年の物価変動 実質賃金変動率

令和3年度保険料改定率

$$\underline{[0.977]} = [0.973] \times [1.005] \times [0.999]$$

令和2年度の保険料改定率 令和元年の物価変動 実質賃金変動率

保険料の改定状況 (昭和36年4月～平成17年3月)

年 月	保 険 料 額	
	35歳未満 100円	35歳以上 150円
昭和36年 4月～昭和41年12月	35歳未満 100円	35歳以上 150円
" 42年 1月～ " 43年12月	" 200円	" 250円
" 44年 1月～ " 45年 6月	" 250円	" 300円
" 45年 7月～ " 47年 6月	450円	
" 47年 7月～ " 48年12月	550円	
" 49年 1月～ " 49年12月	900円	
" 50年 1月～ " 51年 3月	1,100円	
" 51年 4月～ " 52年 3月	1,400円	
" 52年 4月～ " 53年 3月	2,200円	
" 53年 4月～ " 54年 3月	2,730円 (2,500円×1.094)	
" 54年 4月～ " 55年 3月	3,300円	
" 55年 4月～ " 56年 3月	3,770円 (3,650円×1.034)	
" 56年 4月～ " 57年 3月	4,500円	
" 57年 4月～ " 58年 3月	5,220円 (4,850円×1.078)	
" 58年 4月～ " 59年 3月	5,830円 (5,200円×1.122)	
" 59年 4月～ " 60年 3月	6,220円 (5,550円×1.122)	
" 60年 4月～ " 61年 3月	6,740円 (5,900円×1.143)	
" 61年 4月～ " 62年 3月	7,100円 (6,800円×1.045)	
" 62年 4月～ " 63年 3月	7,400円 (7,100円×1.043)	
" 63年 4月～平成元年 3月	7,700円 (7,400円×1.006)	
平成元年 4月～ " 2年 3月	8,000円 (7,700円×1.007)	
" 2年 4月～ " 3年 3月	8,400円	
" 3年 4月～ " 4年 3月	9,000円 (8,800円×1.023)	
" 4年 4月～ " 5年 3月	9,700円 (9,200円×1.054)	
" 5年 4月～ " 6年 3月	10,500円 (9,600円×1.089)	
" 6年 4月～ " 7年 3月	11,100円 (10,000円×1.107)	
" 7年 4月～ " 8年 3月	11,700円	
" 8年 4月～ " 9年 3月	12,300円 (12,200円×1.007)	
" 9年 4月～ " 10年 3月	12,800円 (12,700円×1.007)	
" 10年 4月～ " 11年 3月	13,300円 (13,200円×1.007)	
" 11年 4月～ " 12年 3月	13,300円 (特例法により据置)	
" 12年 4月～ " 17年 3月	13,300円 (特例法により据置)	

注) 保険料額欄の(カッコ) = (年度ごとに定められた保険料額 × 改定率) (10円未満の端数 : 5円以上の場合10円に切り上げ、5円未満は切り捨て)

2. 付加保険料（法87の2）

定付加保険料は、第1号被保険者（法附則5の任意加入被保険者を含む）が申し出ることによって納付できる保険料のことです。付加保険料は月額400円で、定額保険料に加えて納付します。

保険料納付の法定免除を受けている者や保険料納付の申請免除（全額免除、一部免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けている者、また、国民年金基金の加入者はこの付加保険料を納付することができません。

なお、付加保険料を納付した期間（月数）のあるものが、老齢基礎年金の受給権を取得したときは、付加年金を受給することができます。

（注）

付加保険料を納期限までに納付しなかった場合、その納期限の日に、辞退の申出があったものとみなす取扱いとなっていました。平成26年4月の改正で、本体保険料と同様に過去2年まで納付できることとなりました。

（注）

農業者年金の被保険者で付加保険料を納付することができる者は、農業者年金の被保険者になった時から付加保険料を納付する必要があります。（農業者年金基金法第31条）

なお、農業者年金の被保険者については、付加保険料を納期限までに納めなかった場合でも、付加保険料を納付しない旨の申出をしたものとはみなされないため、付加保険料の徴収権の消滅時効が完成するまでの2年間は納付義務があります。（農業者年金基金法第17条）

（注）

事業運営改善法の施行により、平成18年4月以降の期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかった保険料について、平成28年4月1日から平成31年3月31日の間について納付できることとなりました。

国民年金事務の手引き

国民年金のあらまし
～年金給付編～

国民年金部 年金給付部 事業推進統括部
令和2年6月



日本年金機構
Japan Pension Service

目次

第1章 給付の種類と通則（共通事項）	
第1節 給付の種類	3
第2節 給付の通則（共通事項）	4
第3節 年金額の改定等	19

第2章 老齢基礎年金	
第1節 受給資格要件	32
第2節 老齢基礎年金の年金額等	48
第3節 支給開始年齢（原則）	60
第4節 老齢基礎年金の支給開始年齢の繰上げ・繰下げ（特例）	60

第3章 障害基礎年金	
第1節 受給資格要件	72
第2節 障害の程度（障害等級）	77
第3節 障害基礎年金の年金額	79
第4節 支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	80

第4章 遺族基礎年金	
第1節 受給資格要件	84
第2節 遺族の範囲	87
第3節 遺族基礎年金の年金額	89
第4節 支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定	90

第5章 年金生活者支援給付金	
第1節 概要	94
第2節 老齢年金生活者支援給付金	94
第3節 補足的な老齢年金生活者支援給付金	97
第4節 障害年金生活者支援給付金	99
第5節 遺族年金生活者支援給付金	100

第6章 第1号被保険者に対する独自給付	
第1節 付加年金	102
第2節 寡婦年金	103
第3節 死亡一時金	105
第4節 脱退一時金	107

第1章 給付の種類と通則（共通事項）

第1節 給付の種類（法15）

国民年金の給付には、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）、第2号被保険者及び第3号被保険者に共通する給付として基礎年金があります。

この基礎年金には、老齢、障害または死亡という保険事故に対して、次の3種類の基礎年金があります。

老齢基礎年金（法26）

障害基礎年金（法30）

遺族基礎年金（法37）

また、自営業者など第1号被保険者の独自給付として、次の4種類の給付があります。

付加年金（法43）

寡婦年金（法49）

死亡一時金（法52の2）

脱退一時金（法附則9の3の2）

なお、基礎年金制度が導入された昭和61年4月1日に60歳を超えている者（大正15年4月1日以前に生まれた者）及び60歳未満の者でも、すでに老齢や退職を事由とする年金の給付を受けている者は、基礎年金制度導入前の旧国民年金法の規定による年金（老齢年金・通算老齢年金など）が支給されています。

また、拠出制の国民年金制度が発足した昭和36年4月1日に50歳を超えている者（明治44年4月1日以前に生まれた者）などは、旧国民年金法の規定による無拠出制の老齢福祉年金が支給されています。

用語の説明「老齢福祉年金」

「老齢福祉年金」 老齢福祉年金は、国民年金制度が創設された当時、国民年金制度に年齢的に適用されなかった者や創設当時中高齢者で保険料を納めた期間が必要な期間を満たすことのできなかつた者に対して、経過的あるいは補完的に老齢に関する年金を支給する制度です。

なお、老齢福祉年金は、本人や配偶者または扶養義務者に一定の額を超える所得があるときや、他の年金制度から一定の額を超える公的年金を受けるときは、年金の支給が停止されます。

① 明治44年4月1日以前生まれの者

国民年金制度が創設された昭和36年4月1日にすでに50歳を超えている者は、国民年金の被保険者から除外されていたため、70歳に達したときから支給されています。

（注）明治22年11月1日以前生まれの者は、無拠出性の老齢福祉年金の支給が開始された昭和34年11月1日の時点で70歳を超えているため、昭和34年11月1日から支給されています。

② 明治44年4月2日から大正5年4月1日以前生まれの者

国民年金制度が創設された昭和36年4月1日に45歳以上50歳未満の者で、老齢年金の受給資格要件を満たさない者で、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて4年1ヶ月～7年1ヶ月以上の期間を有する者が70歳に達したときに支給されます。

なお、上記期間のうち、保険料納付済期間が1年以上ある場合には、65歳から老齢年金が支給されます。

第2節 給付の通則（共通事項）

1 裁定（基本権の決定）（法16）

年金を受ける権利（受給権）は、年齢や受給資格期間などの要件が整ったときに発生します。

この受給権があるかどうかの確認を行うことを「**裁定**」といいます。年金を受ける要件をすべて満たした者は、厚生労働大臣に裁定の請求を行うこととなっています。

裁定の請求があった場合、日本年金機構では年齢や加入期間などの要件が整っているか確認し、整っているときは、受給権があることを証する「年金証書」と確認した内容を示す「年金裁定通知書」を受給権者に送付します。

この年金を受ける権利（受給権）を「**基本権**」といいます。

2 年金額の端数計算（法17）（令4の3）

年金額は、年金の種類によりそれぞれの規定で計算されますが、その額に**1円未満の端数**が生じたときは、**50銭未満は切り捨て、50銭以上は1円に切り上げる**こととなっています。（法17）

なお、年金額計算の過程で50銭未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げます。

ただし、この円未満の端数処理を「適用して裁定または改定した年金額」と「適用しないで裁定または改定した年金額」との差が100円を超えるときは、この円未満の端数処理は適用しません。（令4の3）

また、年金は原則年6回に分けて支払いをおこなっています。支払期月ごとの支払額に1円未満の端数が生じたときは、「国等の債権債務等の金額の端数処理に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条」の規定により切り捨てられることとなります。（※）

（※）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下この章において「被用者年金一元化法」という）により、毎年3月から翌年2月までの間において切り捨てた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、2月の支払期月の年金額に加算することとされています。

端数計算例（780,900円に改定率「1.001」を乗じて得た額）

令和2年度の満額の老齢基礎年金額（令和2年政令第101号により改められた法27）

$$780,900円 \times 1.001 = 781,680円 \rightarrow 781,700円$$

（50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げ）

3 支給期間と支払期月（法18）

(1) 受給権の発生時期と支給期間（法18①）

年金の給付は、年金を受ける要件を満たした日（受給権発生日）の属する月の翌月から、年金を受ける権利が消滅した日（受給権消滅日）の属する月まで支給されます。

この年金の支払いを受ける権利を「**支分権**」といいます。

また、受給権発生日・消滅日は、年金の種類により次のようになっています。

受給権発生日（法18①）

年金の種類	受給権発生日
老齢基礎年金 付加年金	65歳に達した日（誕生日の前日） 65歳以降に受給資格要件を満たしたときは保険料納付要件を満たした日 繰上げ支給の請求をした日
障害基礎年金	障害認定日 「事後重症」の請求をした場合は、請求をした日 初診日が20歳前の場合は20歳に達した日（20歳の誕生日の前日）
遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金	死亡した日（死亡の推定及び失踪宣告の場合を含む）

受給権消滅日（失権）（法18①）

年金の種類	受給権消滅日
老齢基礎年金（法29） 付加年金（法48）	①死亡した日
障害基礎年金 （法31②、法35）	①死亡した日 ②厚生年金保険法に規定する3級の障害の状態にないまま65歳に達した日 （65歳に達した日に3級の障害の状態でなくなってから3年を経過していないときは、3年を経過した日） ③新たな障害基礎年金の受給権が発生した日
遺族基礎年金 （法40）	①共 通 ア 死亡した日 イ 婚姻した日 ウ 養子となった日（直系血族・姻族の養子となったときは除きます） ②妻・夫が受給していた場合、すべての子が次のいずれかに該当したとき ア 死亡した日 イ 婚姻した日（事実婚（内縁関係）を含む） ウ 妻・夫（受給権者である母・父）以外の者の養子となった日 エ 離縁により死亡した父（母）の子でなくなった日 オ 妻・夫（受給権者である母・父）と生計を同じくしなくなった日 カ 18歳到達年度の末日（障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子の場合）は20歳に達した日 キ 障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子が18歳到達年度の末日 終了後、障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子でなくなった日 ③子が受給していた場合、次のいずれかに該当したとき ア 18歳到達年度の末日（障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子の場合）は20歳に達した日 イ 障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子が18歳到達年度の末日 終了後、障害基礎年金を受給できる障害の程度のある子でなくなった日
寡婦年金 （法51）	①死亡した日 ②65歳に達した日 ③婚姻した日 ④養子となった日（直系血族・姻族の養子となったときは除きます）

平成20年度の年金額（平成20年政令第118号）

物価変動率が0.0%、名目手取り賃金変動率が▲0.4%であり、1.7%の差も解消されないため、物価スライド特例措置により年金額は据え置きとなりました。

平成21年度の年金額（平成21年政令第93号）

物価変動率が1.4%、名目手取り賃金変動率が0.9%であったが、0.8%の差が解消されないため、物価スライド特例措置により年金額は据え置きとなりました。

平成22年度の年金額（平成22年政令第108号）

物価変動率が▲1.4%、名目手取り賃金変動率が▲2.6%であったが、2.2%の差が解消されないため、物価スライド特例措置により年金額は据え置きとなりました。

平成23年度の年金額（平成23年政令第81号）

物価変動率が▲0.7%、名目手取り賃金変動率が▲2.2%であったが、2.5%の差が解消されないため、物価スライド特例措置による年金額となり、物価変動率が直近の年金額改定の基となる物価水準より下回っているため、物価スライド特例措置の年金額は▲0.4%に改定されました。

平成24年度の年金額（平成24年政令第61号）

物価変動率が▲0.3%、名目手取り賃金変動率が▲1.6%であったが、2.5%の差が解消されないため、物価スライド特例措置による年金額となり、物価変動率が直近の年金額改定の基となる物価水準より下回っているため、物価スライド特例措置の年金額は▲0.3%に改定されました。

平成25年度の年金額（平成25年政令第79号）（平成25年政令第262号）

9月分以前として支払いする年金額については、物価変動率が0.0%であったが、2.5%の差が解消されないため、物価スライド特例措置により年金額は据え置かれたが、10月分以降として支払いする年金額については、平成25年政令第262号が施行されたことに伴い、物価スライド特例措置の年金額は▲1.0%に改定されました。

平成26年度の年金額（平成26年政令第112号）

物価変動率が0.4%、名目手取り賃金変動率が0.3%と、物価、賃金ともプラスとなり、賃金変動率より物価変動率が高いことから、賃金変動率に合せた0.3%の改定となりますが、特例水準解消▲1.0%が実施されるため、物価スライド特例措置の年金額は▲0.7%に改定されました。

平成27年度の年金額（平成27年政令第86号）

物価変動率が2.7%、名目手取り賃金変動率が2.3%と、物価、賃金ともプラスとなり、賃金変動率より物価変動率が高いことから、名目手取り賃金変動率に合せた2.3%の改定となります。さらに名目手取り賃金変動率（2.3%）に加えスライド調整率（▲0.9%）が乗じられるため、平成26年度の本来水準の年金額からの改定率は1.4%となります。

ただし、特例水準の段階的な解消▲0.5%が実施されるため、実質的な年金額の改定率は、基本的には0.9%になります。

※ 平成27年10月に施行された「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）」により、年金額（年額）の端数処理がそれまでの100円未満四捨五入から、1円未満四捨五入に改められました。

平成28年度の年金額（平成28年政令128号）

物価変動率が0.8%、名目手取り賃金変動率が▲0.2%と、物価はプラス、賃金はマイナスとなり、新規裁定者の改定率が既裁定者の改定率を下回ってしまうことから、新規裁定者、既裁定者ともに「1」を基準として改定（＝前年度と同水準）することとなります。

平成29年度の年金額（平成29年政令100号）

物価変動率が▲0.1%、名目手取り賃金変動率が▲1.1%と、物価、賃金ともマイナスとなり、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るため、新規裁定者、既裁定者ともに物価変動率「▲0.1」を基準として改定することとなります。

平成30年度の年金額（平成30年政令115号）

物価変動率が0.5%、名目手取り賃金変動率が▲0.4%と、物価はプラス、賃金はマイナスとなり、新規裁定者の改定率が既裁定者の改定率を下回ってしまうことから、新規裁定者、既裁定者ともに「1」を基準として改定（＝前年度と同水準）することとなります。

平成31年度の年金額（平成31年政令120号）

物価変動率が1.0%、名目手取り賃金変動率が0.6%と、物価、賃金ともにプラスとなり、賃金変動率より物価変動率が高いことから、名目手取り賃金変動率に合わせた0.6%の改定となります。

さらに、名目手取り賃金変動率がプラスであることから、名目手取り賃金変動率（0.6%）にスライド調整率（▲0.2%）と平成30年度に繰り越されたマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）が乗じられることになるため、改定率は0.1%となります。

令和2年度の年金額（令和2年政令101号）

物価変動率が0.5%、名目手取り賃金変動率が0.3%と、物価、賃金ともにプラスとなり、賃金変動率より物価変動率が高いことから、名目手取り賃金変動率に合わせた0.3%の改定となります。

さらに、名目手取り賃金変動率がプラスであることから、名目手取り賃金変動率（0.3%）にスライド調整率（▲0.1%）が乗じられることになり、改定率は0.2%となります。

年金額改定方法の見直し

平成16年法律改正前後の年金額改定の概要

給付水準維持方式				保険料水準固定方式	
財政再計算	物価スライド	財政再計算	物価スライド	賃金・物価の変動率スライド	
平成6年度	平成7～10年度	平成11年度	平成12～16年度	平成17年度以降 (5年ごとの財政の現況と見直しを報告)	
(物価変動率が1.7%上昇するまでの間:物価スライド特例措置) (調整期間:マクロ経済スライド)					

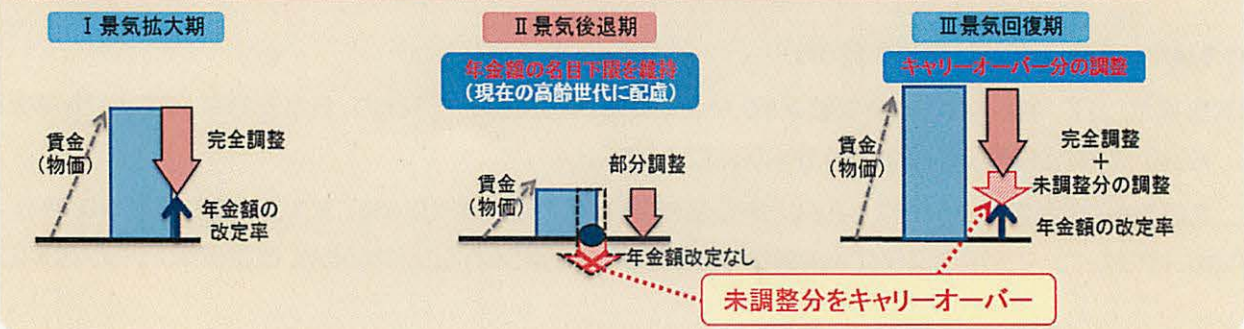
平成17年度以降の年金額改定の概要

平成17年度	平成27年度	調整期間	平成△△年度
物価スライド特例による改定	マクロ経済スライドによる改定		賃金・物価スライドによる改定
物価変動率が1.7%上昇するまでの間	最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金が安定する見通しがたつまでの間(調整期間)		調整期間が終了した以降の期間

マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し(平成30年4月施行)

平成28年に成立した、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)では、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組み(キャリアオーバー制度)を導入しました。これは、将来世代の給付水準の確保や、世代間での公平性を担保する観点から、年金額の改定に反映しきれなかったマクロ経済スライドの調整率を翌年度以降に繰り越すこととするものです。この年金額改定ルールの見直しは平成30年4月1日から施行され、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分が繰越しの対象となります。

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整(高齢者の年金の名目下限は維持)



参考：昭和61年度（基礎年金制度導入）以後の年金額改定状況

改定年月	満額の老齢基礎年金額	改定率	物価変動率
昭和61年 4月	600,000円	制度改正（財政再計算）	2.0
	622,800円	1.038 注1	
昭和62年 4月	626,500円	1.006	0.6
昭和63年 4月	627,200円	1.007	0.1
平成元年 4月	666,000円	財政再計算	0.7
平成 2年 4月	681,300円	1.023	2.3
平成 3年 4月	702,000円	1.054	3.1
平成 4年 4月	725,300円	1.089	3.3
平成 5年 4月	737,300円	1.107	1.6
平成 6年 4月	747,300円	1.122	1.3
平成 6年10月	780,000円	財政再計算	
平成 7年 4月	785,500円	1.007	0.7
平成 8年 4月	785,500円	据え置き（特例措置）	▲0.1
平成 9年 4月	785,500円	据え置き（特例措置）	0.1
平成10年 4月	799,500円	1.025	1.8
平成11年 4月	804,200円	1.031	0.6
平成12年 4月	804,200円	財政再計算（据え置き（特例措置））	▲0.3
平成13年 4月	804,200円	据え置き（特例措置）	▲0.7
平成14年 4月	804,200円	据え置き（特例措置）	▲0.7
平成15年 4月	797,000円	0.991	▲0.9
平成16年 4月	794,500円	0.988	▲0.3
平成17年 4月	794,500円	0.988	0.0
平成18年 4月	792,100円	0.985	▲0.3
平成19年 4月	792,100円	0.985	0.3
平成20年 4月	792,100円	0.985	0.0
平成21年 4月	792,100円	0.985	1.4
平成22年 4月	792,100円	0.985	▲1.4
平成23年 4月	788,900円	0.981	▲0.7
平成24年 4月	786,500円	0.978	▲0.3
平成25年 4月	786,500円	0.978	0.0
平成25年10月	778,500円	0.968	－
平成26年 4月	772,800円	0.961	0.4
平成27年 4月	780,100円	0.999	2.7
平成28年 4月	780,100円	0.999	0.8
平成29年 4月	779,300円	0.998	▲0.1
平成30年 4月	779,300円	0.998	0.5
平成31年 4月	780,100円	0.999	1.0
令和 2年 4月	781,700円	1.001	0.2

※特例水準の解消▲1.0

※特例水準の解消▲1.0

※特例水準の解消▲0.5

※ 物価変動率欄は改定年度の前年の消費者物価指数の対前年伸び率

④ 基準月（最後に納付した月）が平成18年以降の年度に属する場合の支給額（法附則9の3の2⑧）

表3（基準月＝平成18年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	41,580円
12月以上18月未満	83,160円
18月以上24月未満	124,740円
24月以上30月未満	166,320円
30月以上36月未満	207,900円
36月以上	249,480円

（平成18年政令141号で定めた支給額）

表4（基準月＝平成19年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	42,300円
12月以上18月未満	84,600円
18月以上24月未満	126,900円
24月以上30月未満	169,200円
30月以上36月未満	211,500円
36月以上	253,800円

（平成19年政令100号で定めた支給額）

表5（基準月＝平成20年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	43,230円
12月以上18月未満	86,460円
18月以上24月未満	129,690円
24月以上30月未満	172,920円
30月以上36月未満	216,150円
36月以上	259,380円

（平成20年政令118号で定めた支給額）

表6（基準月＝平成21年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	43,980円
12月以上18月未満	87,960円
18月以上24月未満	131,940円
24月以上30月未満	175,920円
30月以上36月未満	219,900円
36月以上	263,880円

（平成21年政令93号で定めた支給額）

表7（基準月＝平成22年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	45,300円
12月以上18月未満	90,600円
18月以上24月未満	135,900円
24月以上30月未満	181,200円
30月以上36月未満	226,500円
36月以上	271,800円

（平成22年政令108号で定めた支給額）

表8（基準月＝平成23年度）

対象月数	支給額
6月以上12月未満	45,060円
12月以上18月未満	90,120円
18月以上24月未満	135,180円
24月以上30月未満	180,240円
30月以上36月未満	225,300円
36月以上	270,360円

（平成23年政令81号で定めた支給額）